

(平成 30 年 6 月 27 日現在)

FinTech 企業等に求める事項の基準

農林中央金庫

農林中央金庫が、農林中央金庫・農業協同組合・信用農業協同組合連合会・漁業協同組合・信用漁業協同組合連合会のシステム（以下「当システム」）と連携する FinTech 企業等^(注1)^(注2)に求める事項の基準は、以下のとおりです。

本基準を充足しなくなったと認められる FinTech 企業等については、以降の連携をお断りする場合があります。

1. 農林中央金庫電子決済等代行業および特定信用事業電子決済等代行業（以下「当電子決済等代行業等」）を営むための登録が完了し^(注2)、登録取消の懸念ないと判断でき^(注3)、当電子決済等代行業等を営むうえで適切な主体であること
2. FinTech 企業等が当電子決済等代行業等を営むにあたり、当システムに接続するために必要となる内容の契約を締結する意向があり、同契約の内容を適切に履行するうえでの懸念が認められないこと
3. FinTech 企業等（そのグループ会社等人的・経営的に影響を及ぼす者を含む。第4項において同じ。）、その役員、主要株主および従業員等が、反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力と関係を有するとの懸念がなく、公序良俗に反する懸念がないと判断できること
4. FinTech 企業等の経営および財務の状況が当電子決済等代行業等にかかるサービスの提供を継続的に行うために十分なものであると判断でき、利用者への補償対応にかかる資力が不十分ではないと判断できること
5. FinTech 企業等の経営者および実務担当者の資質や経験に照らして、当電子決済等代行業等にかかるサービスを適切に実施するための組織体制・人員体制を有しており、システム開発・運用管理の体制が不十分と判断すべき事由が認められないこと
6. FinTech 企業等において、過去に発生したセキュリティおよび利用者保護関連の不祥事案と改善状況の管理および対応にかかる体制が不十分ではないと判断できること
7. FinTech 企業等において、不正アクセスやサイバー攻撃の防止策等が適切に講じられていること
8. FinTech 企業等において、取得する利用者に関する情報の適切な取扱いおよび安全管理のために行うべき措置を講じており、かつ業務の遂行が法令に適合することを確保するための内部管理態勢が構築されていると判断できること

9. 以下を含む、当電子決済等代行業等にかかるサービスの利用者への情報提供、注意喚起、問い合わせ等への対応、補償対応その他の利用者保護のための体制が不十分でないと判断できること
 - (1) 利用者の被害拡大を未然に防止する体制が適切に整備されていること
 - (2) 利用者への情報提供・注意喚起の体制が適切に整備されていること
 - (3) 利用者への説明が適切に行われていること
 - (4) 利用者からの相談・照会・苦情・問い合わせ等に対する対応を的確に行う体制が整備されていること
 - (5) 利用者への補償対応の体制が適切に整備されていること
10. FinTech 企業等において、当電子決済等代行業等を第三者に委託する場合ならびに農林中央金庫電子決済等代行業再委託者および特定信用事業電子決済等代行業再委託者（以下「当電子決済等代行業等再委託者」）と連携する場合、外部委託先および当電子決済等代行業等再委託者の管理の体制が適切に整備されていること
11. FinTech 企業等は、本基準の適合状況について、当金庫が報告（定例を含む）や改善等を求めた場合は、これに応じること
12. 当金庫・系統^(注4)と長期にわたり適正な目的での連携が行われ、利用者にとって有益なビジネス・サービスが提供され、当金庫・系統^(注4)サービスの向上に資すると判断できること
13. FISC^(注5)公表のAPI接続チェックリストにおいてAPI接続先が対象とされている各項目において必要と考えられる対応がなされていると判断できること
14. 本基準は、当金庫の判断により変更されることがあり、変更時点において当システムと連携している FinTech 企業等についても、一定期間内に変更後の基準に対応すること

以 上

(注1) 農林中央金庫電子決済等代行業者および特定信用事業電子決済等代行業者

(注2) 農林中央金庫電子決済等代行業者および特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる場合を含む

(注3) 登録申請中の場合は登録が拒否される懸念がないと判断できるものとする

(注4) 農林中央金庫・農業協同組合・信用農業協同組合連合会・漁業協同組合・信用漁業協同組合連合会

(注5) 公益財団法人金融情報システムセンター